

議案第34号

逗子市子ども・子育て会議条例の一部改正について

逗子市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

逗子市子ども・子育て会議条例（平成25年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を、「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。

第2条第2号を次のように改める。

(2) こども計画（こども基本法第10条第2項及び法第61条第1項に規定する計画をいう。）の策定及び変更に関する事項を調査審議すること。

第2条第5号中「母子福祉」を「ひとり親家庭」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（部会）

第6条 子ども・子育て会議に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども基本法（令和４年法律第77号）の施行に伴い、会議の所掌事項等について、改正の要あるため提案する。